

科学基礎論学会年会費特別割引制度に関する補足説明

年会費特別割引制度について、問い合わせのあった以下の2点について補足します。

1. この制度は、常勤職がなく、非常勤職の方も、適用を受けることができます。「自分は常勤ではないが、非常勤をしているので、割引は受けられない」と考えるのは誤りです。割引は受けられます。
2. 「自分は割引を受ける資格があるのだが、学生ではないから在学証明をもらうわけにはいかないし、また、自分に割引を受ける資格があることを証明してくれる会員も知らないので、困っている」という方は、学会事務局にご相談ください。事情をお聞きしたうえで、割引制度を適用するかどうか判断いたします。
(申請書の必要事項、現況をご記入のうえ、学会事務局にご相談ください。)

ほかにも、この制度についてご質問のある方は、学会事務局までご連絡ください。会員の利益のために導入した制度ですので、ぜひ活用していただければと思います。

※ 会費特別割引制度の適用を望まれる方は、同封の会費払込票で前年度までの会費を完納いただきますようお願いいたします。

科学基礎論学会 理事長
信原幸弘